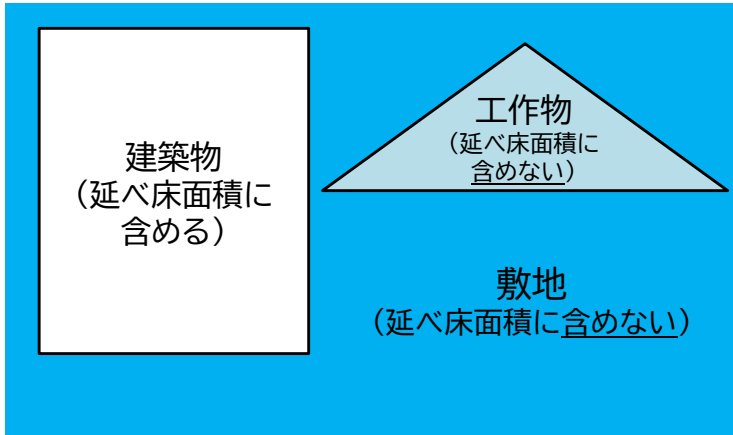


営業時間短縮要請の対象施設となる大規模施設か否かの考え方(延べ床面積の考え方)

別図1

(協力金額の算定に用いる店舗面積の考え方ではありません)

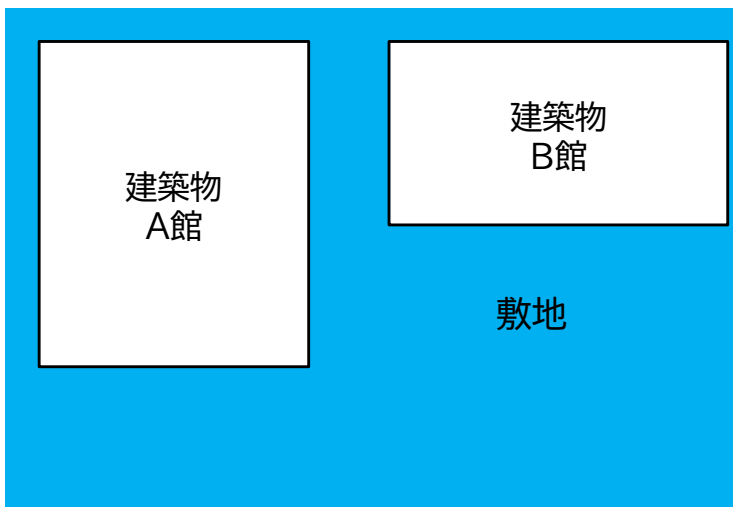


【基本的な考え方】

営業時間短縮要請対象である施設に所在する建築物において、事務スペース等も含んだ延べ床面積が、

1,000㎡超 → 営業時間短縮要請対象
1,000㎡以下 → 営業時間短縮要請対象外

※協力金額算定に用いる店舗面積ではない

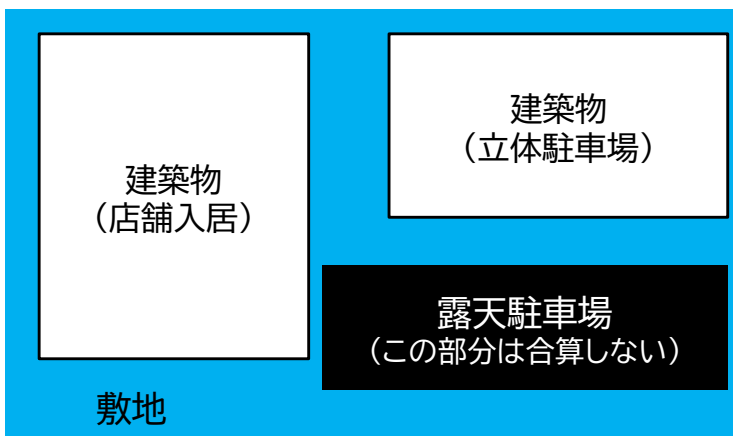


【同一敷地内に複数建築物がある場合】

それらの建築物の床面積を合算して

1,000㎡超 → 営業時間短縮要請対象
1,000㎡以下 → 営業時間短縮要請対象外

※同一の施設敷地内に複数の建築物が存在する場合でそれぞれ異なる用途の施設であると考えられる場合にはこの限りではない。

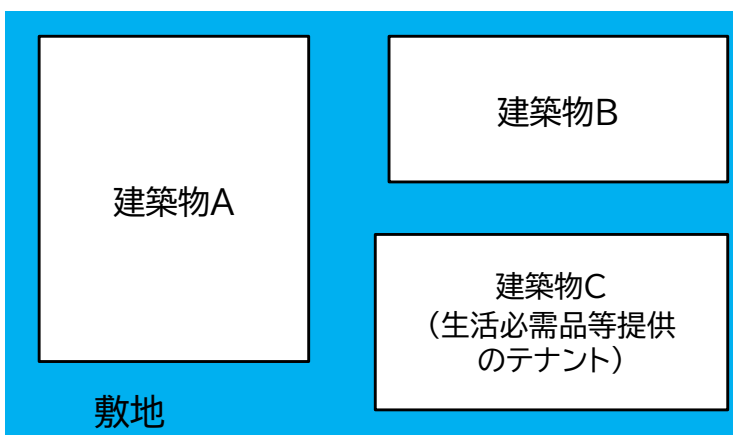


【同一の敷地内に駐車場がある場合】

立体駐車場の場合: 建築物として合算
「店舗入居の建築物 + 立体駐車場」が

1,000㎡超 → 営業時間短縮要請対象
1,000㎡以下 → 営業時間短縮要請対象外

※露天駐車場は合算しない

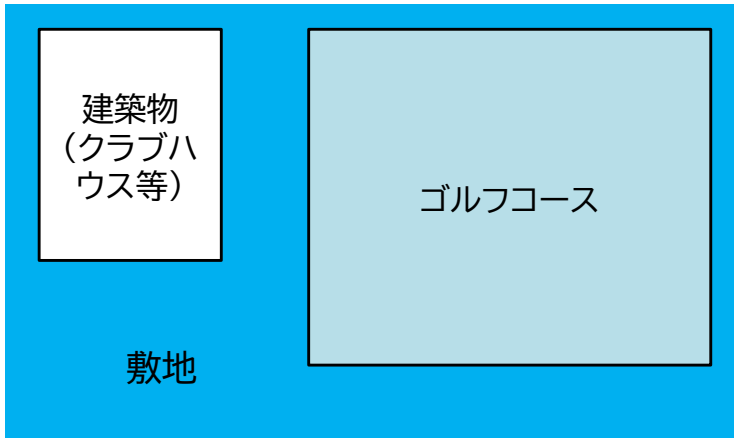


【施設管理者が存在するショッピングモール、アウトレットモールなど】

それぞれの建築物の床面積を合算し(A+B+C)、

1,000㎡超 → 営業時間短縮要請対象
1,000㎡以下 → 営業時間短縮要請対象外

※生活必需品・サービスを提供するテナントは、営業時間短縮要請の対象外(営業可)



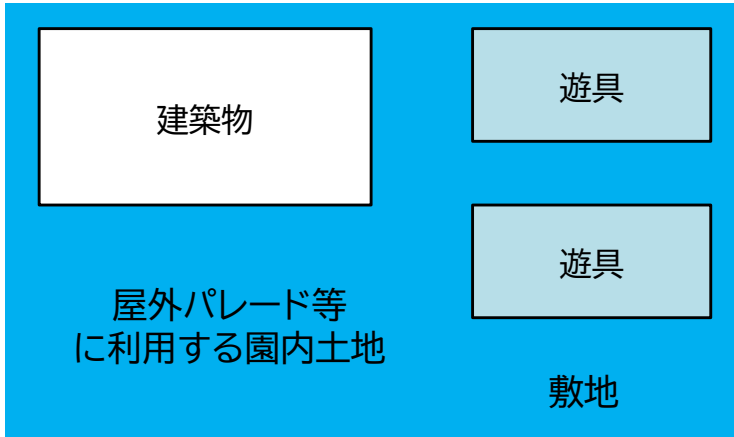
【ゴルフコース】

建築物(クラブハウス等)の床面積が

- 1,000㎡超 → 営業時間短縮要請対象
- 1,000㎡以下 → 営業時間短縮要請対象外

※コースの面積は含まれない

ただし、営業時間短縮要請の対象となる場合は、ゴルフ場全体
(クラブハウス等の建築物、ゴルフコース)となる



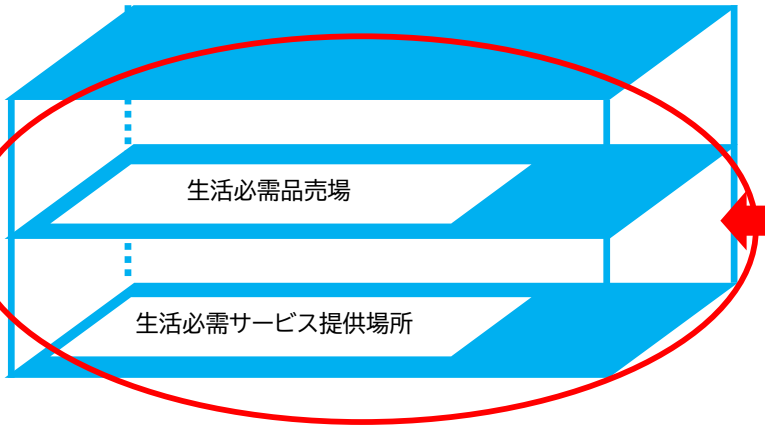
【テーマパーク・遊園地】

建築物の床面積が

- 1,000㎡超 → 営業時間短縮要請対象
- 1,000㎡以下 → 営業時間短縮要請対象外

※園内土地の面積は含まれない

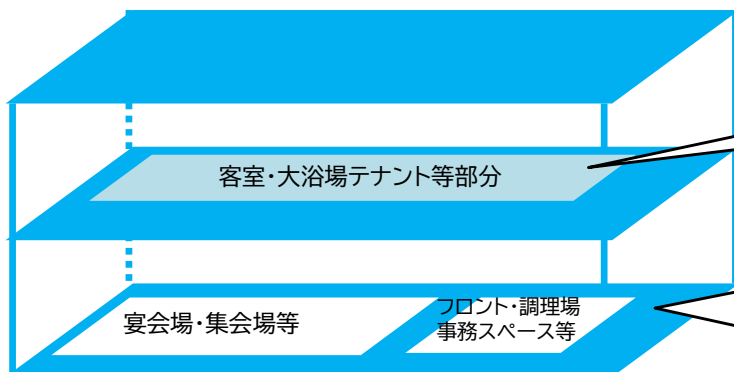
ただし、営業時間短縮要請の対象となる場合は全体(建築物、遊具・アトラクション、園内土地)となる。



【百貨店やショッピングセンター等の施設において、施設管理者が存在し複数のテナントが入居する店舗】

建築物の延べ床面積が1,000㎡超→
管理対象である店舗全体が営業時間短縮要請対象

※要請対象施設かどうかを判断する場合は、生活必需品売場や生活必需サービス提供場所も含んで考えるが、営業時間短縮要請そのものについては生活必需・サービス以外について行うものであることから、生活必需関連部分が営業することは差し支えない(全てのテナントが生活必需・サービス事業の場合は、営業時間短縮要請の対象外)



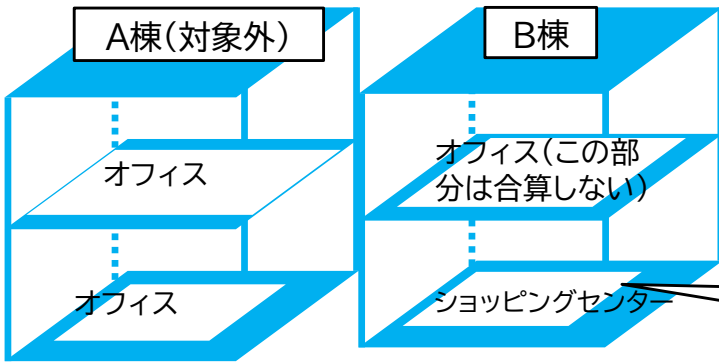
【ホテル・旅館の集会の用に供する部分】

客室、大浴場、テナント店等の床面積は合算しない

集会場・宴会場等として機能するうえで必要な箇所の床面積を合算する。
※ロビー、移動通路、控室、フロント・調理場等の事務スペース等を合算

1,000㎡超なら営業時間短縮要請対象

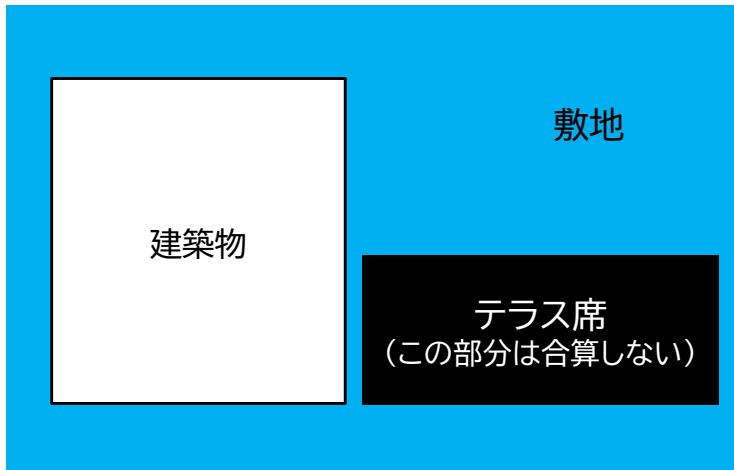
オフィスビル



【同一敷地内にオフィスビルが複数棟存在する場合】

一部フロアにショッピングセンター等の集客施設が入っている場合、オフィス部分等の床面積は合算しない。

ショッピングセンターのみで延べ床面積を算定



【同一敷地内にテラス席がある場合】

建築物に当たらないテラス席は、建築物の延べ床面積に合算しない

富国^有徳の理想郷 - しずおか



ふじのくに

Shizuoka Prefecture